

測定項目毎の地点数及び検体数の推移（測定計画ベース）

1. 概要

(1) 環境基準健康項目

3千数百箇所程度で測定され、1地点当たり測定頻度は2～4回程度。
硝酸性・亜硝酸性窒素の測定頻度が高い。
アルキル水銀については地点数が少ない。

(2) 環境基準生活環境項目

n-ヘキサン抽出物質と全亜鉛を除くとほぼ6千から9千箇所程度で測定され、
ほぼ月に1回測定されている。

(3) 要監視項目

新規に追加された塩化ビニルモノマー、エピクロロヒドリン、1,4ジオキサン、
全マンガン、ウラン、フェノール、ホルムアルデヒドを除くとほぼ千箇所
程度で測定され、測定頻度は1、2回程度。

(4) 特殊項目（亜鉛含有量を除く）

3千から6千箇所程度で測定され、測定頻度は2、3回程度。

2. 推移

(1) 環境基準健康項目

測定地点数は2、3%の減少。検体数は1割程度減少。
水銀、農薬類の減少が大きい。
硝酸性・亜硝酸性窒素は横ばい。
減少程度は平成16から17年度にかけての方が大きい。

(2) 環境基準生活環境項目

n-ヘキサン抽出物質が大きく減っていること、全亜鉛（亜鉛含有量を含む）
が大きく増えていることを除くと、地点数の減り方と検体数の減り方は同程度
の割合でわずかである。

減少の程度は健康項目より小さい。健康項目と同様平成16から17年度に
かけての方が大きい。

(3) 要監視項目

有機塩素系化合物及び新たに加わった項目が増えている一方、農薬関係物質
は減少。平成15から16年度にかけては増加しているが平成16から17年
度にかけては減少傾向であり、新規項目の増加が影響していると推測される。

(4) 特殊項目（亜鉛含有量を除く）

約1割程度減少。特に要監視項目の範疇に一部加わった、フェノール類含有
量、溶解性マンガン含有量の減り方が大きい。